

契約関係書類の押印見直しに伴う取扱いについて(Q&A)

番号	問	回答
1	押印が省略できる書式は	・見積書、入札書、請書、納品書、完了届、請求書など
2	押印が省略できない書式は	・委任状（入札の際に代理人が出席する場合に提出するもの） ※委任者の押印は必要ですが、代理人（受任者）の押印については省略可能です。 ・契約書（協定書、協議書、確認書、覚書、念書等）などの本市の権利関係の証拠として作成される書類 ※協議書については、別途変更契約書を交わす場合は、押印の省略を可とします。
3	押印が省略できるのはいつからか	令和5年（2023年）10月1日以降に熊本市に提出する書類（見積書、入札書、請書、納品書、完了届、請求書など）について、押印省略が可能です。
4	押印が省略された書類の真正性の確認	押印が省略された書類の真正性を担保するため、以下の事項について電話等により確認させていただく場合があります。 ・電子メール、郵送又は持参により提出いただいた場合：書類の提出をされた担当者が在籍しているか ・FAXにより提出いただいた場合：FAXに印字された送信元FAX番号が、書類提出者が使用するものであるか
5	押印の省略は必須なのか （押印があっても有効なのか）	今回の改正は、押印の省略を可能とするものであり、従来通り押印したものも有効です。 （必須ではありません。） 押印する場合は、従前通り持参又は郵送により原本の提出が必要となります。また、届け出をしている使用印以外の押印は不可です。
6	押印を省略した書類について FAX、電子メールでの提出は可か。	・入札書、納品書以外は可とします。 ただし、FAXにて送付された書類の文字が不鮮明な場合は、別の方法で提出を求めてください。 ※納品書について 納品時の内容確認に必要なため、原則、納品時に紙（原本）での提出を求めるものです。 ただし、納品時に簡易な紙の納品書を受け取り、別途請求書等と一緒にFAX、電子メールにて提出させる取扱いは可とします。
7	電子メールで提出する場合は	提出書類のデータをPDFに変換の上提出してください。
8	郵便入札時の入札書の封筒への封印は	省略可とします。個別案件の入札公告文や指名通知書にて、取扱いをご確認ください。
9	入札時の委任状	上述（番号2）のとおり、委任者の押印のある委任状の提出が必要です。 代理人による入札で、委任状の提出または委任状に委任者の押印がない場合、入札への参加は認められません。
10	押印を省略した入札書の訂正	従前の取扱いどおり、金額の訂正はできません。 金額以外の事項で訂正が必要な場合は、原則再度作成をお願いします。やむを得ない場合は、次のいずれかによる方法で訂正をお願いします。①届け出をしている使用印又は委任状を提出した受任者（代理人）の印鑑による訂正、②権限がある者（代表者又は受任者（代理人））による自署（フルネーム）による訂正。
11	押印を省略した請書を電子メール又は FAXで提出した場合の収入印紙	不要です。 なお、郵送や持参する場合は、「課税文書」となり、収入印紙が必要です。